

議 第 2 1 号 議 案

汚染水の海洋への放出中止を国に求める意見書の提出について
汚染水の海洋への放出中止を国に求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同

同

同

同

同

提 案 理 由

汚染水の海洋への放出中止を国に求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

汚染水の海洋への放出中止を国に求める意見書

東京電力は令和5年8月24日、福島第一原子力発電所の事故により発生した約7,800トンの汚染水、ALPS処理水を海水を混ぜて薄めた上で海に17日間かけて放出しました。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、ALPSで処理しても、放射性物質のトリチウムは除去できず、「規制基準以下」とはいえセシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も含まれていることを、政府も認めている。

汚染水海洋放出についてマスコミの世論調査で9割近い人が「風評被害が起きる」と回答しているように、漁業のみならず加工・輸送・卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず、福島の復興に重大な障害となる。原発事故を引き起こした東京電力や政府が、その責任を脇に置いて、福島の復興に大きな障害をもたらすことを被害者に押しつけることは許されない。

岸田首相はこれまで、ALPS処理水の海洋放出は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と、漁業者との間で約束していた。しかし漁業関係者はこの間、一貫して海洋放出反対を表明し続けており、関係者の理解を得られていないことは明らかである。

放出は30年以上続くとされているが、風評被害が長期にわたれば、漁業が続けられなくなる人が発生する恐れもある。

現在、専門家からは海洋放出以外の対応方法の案が提案されているが、今からでも海洋放出を止め、汚染水を増やさないための対策を含め真剣に検討し、事故収束に力を尽くすべきである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、汚染水の海洋への放出中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長

様

参議院議長

様

内閣総理大臣

様

総務大臣

様